要綱第42号

宇和島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度実施要綱を次のように定める。

　　令和７年３月27日

宇和島市長　岡 原　文 彰

　　　宇和島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、全ての市民が、ＳＯＧＩＥにかかわらず、自分自身を大切にし、自分らしく生き、互いを認め合える社会の実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　ＳＯＧＩＥ　性的指向（恋愛感情又は性的欲求の対象となる性についての指向をいう。）、性自認（自己の性についての認識をいう。）及び性表現（服装や髪形等自己の性についての表現をいう。）の総称をいう。

（２）　パートナーシップ・ファミリーシップ　互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、協力し合う継続的な２人の関係をいう。

（パートナーシップ・ファミリーシップの届出）

第３条　パートナーシップ・ファミリーシップを形成している者は、その関係にある旨を市長に届け出ることができる。

２　前項の規定による届出（以下「届出」という。）をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　民法（明治29年法律第89号）第４条に規定する成年に達していること。

（２）　届出をしようとする者のいずれかが市内に住所を有していること。（市内への転入を予定している場合を含む。）

（３）　双方に配偶者がいないこと。

（４）　双方に相手方以外の者とパートナーシップ又はファミリーシップを形成していないこと。

（５）　届出をしようとする者同士が、直系血族、３親等内の傍系血族、直系姻族（以下「近親者」という。）でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。

（提出書類）

第４条　届出をしようとする者（以下「届出者」という。）は、市長が別に定めるパートナーシップ届（様式第１号）又はファミリーシップ届（様式第２号）（以下「届出書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

（１）　住民票の写しその他の現住所を証する書類（届出日前３か月以内に発行されたものに限る。）（市内への転入を予定している者にあっては、その転入の予定の事実を確認することができる書類）

（２）　個人番号カード、運転免許証その他の官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって届出者の顔写真が貼付されているもの（顔写真が添付されていない健康保険証等においては、市が認める公的な書類２枚の提示が必要）

（３）　戸籍個人事項証明書又は戸籍全部事項証明書、婚姻要件具備証明書その他の配偶者がいないことを証する書類（届出日前３か月以内に発行されたものに限る。）

（４）　宇和島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度届出に関する確認書（様式第３号）

（５）　その他市長が必要と認める書類

２　届出書は、届出者双方が署名したものでなければならない。ただし、届出者の双方又は一方の署名が困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

（受理証明書等の交付）

第５条　市長は、届出書が提出されたときは、その内容を審査し、要件を満たしていると認めた場合は、届出者に対し、届出の事実を証明する宇和島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度届出受理証明書（様式第４号）（以下「受理証明書」という。）及び宇和島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度届出受理証明書カード（様式第５号）を交付するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、届出者のいずれもが市内に住所を有していない場合には、市長は、受理証明書に代えて転入予定者受付票（様式第６号）を交付するものとする。

３　前項の規定により転入予定者受付票を交付された者のうちいずれかが転入した場合においては、原則として、転入予定日から14日以内に、住民票の写し等を市長に提出するものとする。この場合において、届出者のいずれかが市内に住所を有することを確認できたときは、市長は、当該届出者から転入予定者受付票を 返還させ、受理証明書を交付するものとする。

４　受理証明書（前項の規定により交付された場合を除く。）又は転入予定者受付票は、届出者双方が来庁した場合に限り交付する。ただし、郵送による場合、又は届出者双方の来庁が困難であると市長が認める場合はこの限りでない。

（受理証明書への近親者等に関する記載）

第６条　届出者は、受理証明書に当該届出者の双方又は一方の者とともに暮らす未成年の子ども（以下「未成年の子ども」という。）、親等の近親者その他市長が適当と認める者（以下「近親者等」という。）の氏名及び続柄（以下「氏名等」という。）の記載を希望するときは、市長に届け出ることができる。

２　前項の規定による届出をしようとする届出者は、子又は親等の近親者に関する届出書（様式第７号）（以下「近親者等に関する届出書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、第４条第１項の規定により提出された書類をもって代えることができると認められる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

（１）　住民票の写し等その他の届出者と未成年の子どもの同居の事実が確認できる書類（市内への転入を予定している者にあっては、転入及び届出者と未成年のこどもの転入後の同居の事実を確認することができる書類）（未成年の子どもに係る届出に限る。）

（２）戸籍個人事項証明書又は戸籍全部事項証明書その他の近親者等である事実が確認できる書類（届出日前３か月以内に発行されたものに限る。）

（３）　子又は親等近親者の氏名記載に関する同意書（様式第８号）（届出日において15歳以上の近親者等に係る届出に限る。）

（４）　その他市長が必要と認める書類

３　市長は、近親者等に関する届出書が提出されたときは、その内容を審査し、要件を満たしていると認めた場合は、受理証明書に当該近親者等の氏名等を記載するものとする。

４　前３項の規定は、前条第１項又は第３項の規定により受理証明書の交付を受けた者（以下「交付者」という。）が受理証明書に近親者等の氏名等の記載を希望するときに準用する。

（届出内容の変更等）

第７条　交付者は、届出及び前条第１項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定による届出の内容に変更があったときは、速やかに、宇和島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度届出事項変更届（様式第９号）（以下「変更届」という。）に変更の内容を確認できる書類及び本人確認書類を添えて、市長に提出するものとする。この場合において、住所等に変更があったときは、住民票の写し等を添えるものとする。なお、交付済みの受理証明書については、返還するものとする。

２　市長は、前項の規定による変更届が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、当該変更に係る事項を反映した受理証明書を交付するものとする。

（近親者等の氏名の削除）

第８条　第６条第３項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定により受理証明書に氏名等を記載された近親者等（この項の規定による申立てをする日において15歳以上の者に限る。以下この条において同じ。）は、当該受理証明書から自身の氏名等を削除するよう市長に申し立てることができる。

２　前項の規定による申立てをしようとする近親者等は、パートナーシップ・ファミリーシップ制度届出受理証明書からの氏名削除に関する申立書（様式第10号）（以下「申立書」という。）に申立てをしようとする者の本人を確認できる書類を添えて、市長に提出するものとする。

３　市長は、申立書が提出されたときは、その内容を審査し、要件を満たしていると認めた場合は、当該近親者等の氏名等を削除するものとする。なお、交付済みの受理証明書を返還し、当該近親者等の氏名等の削除を反映した受理証明書を交付するものとする。

（受理証明書の再交付）

第９条　受理証明書の再交付は、交付者が次の各号のいずれかに該当するときに限り行うものとする。

（１）受理証明書を紛失、毀損、又は汚損したとき。

（２）その他特別の事情があると市長が認めたとき。

２　前項の規定により、受理証明書の再交付を受けようとする者は、宇和島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度届出受理証明書再交付申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、第14条の規定により届出書が保存されている場合に限り、受理証明書を再交付するものとする。

（受理証明書の返還及び無効）

第10条　交付者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受理証明書等は、その事由が発生したときから無効とする。

（１）　パートナーシップ・ファミリーシップが解消されたとき。

（２）　パートナーシップにある者のいずれか一方が死亡したとき。

（３）　第３条第２項第２号から第５号までに該当しなくなったとき。

（４）　虚偽その他不正な方法により、受理証明書等の交付又は利用したとき。

２　被交付者は、前項各号の事由に該当するときは、宇和島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度届出受理証明書返還届（様式第12号）（以下「返還届」という。）を市長に提出し、受理証明書を返還しなければならない。ただし、市長が、紛失その他やむを得ない理由があると認めた場合は、交付済みの受理証明書を返還したものとみなす。

３　前項の規定により受理証明書を返還した者（同条第１項第４号により無効となった者を除く。）が希望する場合は、市長は、返還した者に対して、宇和島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度返還届証明書（様式第13号）を交付するものとする。なお、交付においては、本人確認書類を提示させ、交付済みの受理証明書を返還させるものとする。ただし、市長が、紛失その他やむを得ない理由があると認めた場合は、交付済みの受理証明書を返還したものとみなす。

４　市長は、第２項の規定により返還届の提出があった場合又は同項の規定により受理証明書が返還されたとみなした場合、若しくは第１項の規定により無効と見なされたときは、当該受理証明書の交付番号を公表することができる。

（通称名の使用）

第11条　この要綱に基づく届出その他の手続には、戸籍上の氏名と併せて通称名を使用することができる。なお、通称名を使用する場合は、通称名を使用していることを証明する書類を提出するものとする。

２　市長は、前項の場合について、交付書に表示する氏名に通称を使用することができる。

（個人情報の取扱い）

第12条　市長は、届出者から提出された個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号)に基づき、適切に取り扱わなければならない。

（市民及び事業者への周知）

第13条　市長は、市民及び事業者が受理証明書の交付の趣旨を理解し、全ての市民がＳＯＧＩＥにかかわらず、その社会活動の中で最大限に尊重され、公平かつ適切な対応が行われるよう制度の周知に努めるとともに、アウティング（本人のＳＯＧＩＥを、本人の同意なく第三者に暴露することをいう。）に関する理解の啓発に努めなければならない。

（届出書等関連書類の保存期間）

第14条　市長は、届出書等関連書類を永年保存するものとする。

（その他）

第15条　この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。



























